

長野県障害福祉分野就職支援金等貸付規程

[沿革] 4.4.1 制定 4.6.7 改正

(目的)

第1条 この規程は、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉人材の確保及び定着を支援することを目的とする。

(1) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下「就職支援金」という。）を貸し付ける事業。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

長野県福祉系高校修学資金貸付規程に規定する福祉系高校修学資金を貸し付け、その後、福祉系高校を卒業した日（福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学し、大学等を卒業した者については、大学等を卒業した日）から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、次の各号の基準を全て満たす者とする。

(1) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

ア 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3号に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4号に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること。）、同条第6号に規定する同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。）及び同条第7号に規定する行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した者。ただし、長野県介護福祉士修学資金等貸付規程に規定する「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又は長野県介護分野就職支援金貸付規程に規定する「介護分野就職支援金貸付事業」の貸し付けを受けたことがある者を除く。

なお、当該研修は、長野県及び長野労働局が定める長野県職業訓練実施計画に基づき、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定により設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練に限る。

イ 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害

者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）（以下「身体障害者福祉法」という。）第 4 条の 2 に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第 5 条第 27 項、第 28 条及び第 77 条の 2 及び身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

ウ 障害福祉分野就職支援金利用計画書（様式第 1 号）を提出した者。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

第 1 条第 1 項第 2 号に該当し、福祉系高校修学資金貸付契約変更申請書（様式第 2 号）を提出した者。

(貸付額及び貸付回数)

第 3 条 貸付額及び貸付回数は、次のとおりとする。

(1) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

ア 貸付額は、障害福祉職員として就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000 円と貸付対象者が社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長（以下「理事長」という。）に提出した障害福祉分野就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、以下に掲げる就職する際に必要な経費に充当することとする。

- i 子どもの預け先を探す際の活動費
- ii 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- iii 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- iv 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- v 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- vi その他、理事長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

イ 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

ア 貸付額は、貸付を受けた福祉系高校修学資金と同額とする。

イ 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(利子)

第 3 条 貸付する就職支援金及び返還充当資金の利子は、無利子とする。

(貸付の決定等)

第 4 条 理事長は、障害福祉分野就職支援金利用計画書及び福祉系高校修学資金貸付契約変更申請書を受理したときは、予算の範囲内で貸付を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、その結果を、貸付決定通知書（様式第 3 号）又は貸付不承認決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

3 障害福祉分野就職支援金の貸付決定通知書を受けた者は、遅滞なく、振込依頼及び連帯保証人届（様式第 5 号）及び誓約書（様式第 6 号）を、理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人の要件等は、次のとおりとする。

(1) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

一名の連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付対象者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。また、連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

福祉系高校修学資金貸付と同一の者とする。

2 連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（様式第7号）により理事長の承認を受けなければならない。

（貸付金の交付）

第6条 貸付金の交付は、次の方法によるものとする。

(1) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

理事長は、第4条第3項の規定による振込依頼及び連帯保証人届に記載された金融機関に、同届の確認後、理事長が適当と認めた日に全額を振込むものとする。ただし、特別の事情があるときは、変更をすることができる。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、福祉系高校修学資金貸付契約変更申請書に基づき、当法人の会計処理にて一括で貸付を行うものとする。

（貸付契約の解除）

第7条 理事長は、貸付を受けている者（以下「被貸付者」という。）が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸付の契約を解除したときは、被貸付者に対して通知するものとする。

（借用証書の提出）

第8条 就職支援金の被貸付者は、貸付を受けた日から、また、貸付契約を解除された場合にあつては解除された日から、14日以内に借用証書（様式第8号）を、理事長に提出しなければならない

（返還債務の当然免除）

第9条 理事長は、被貸付者が次の各号に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 障害福祉職員として就労した日から、長野県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付を受けたものの意志によらず、県外において障害福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することとする。

また、障害福祉職員の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 長野県内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付を受けたものの意志によらず、県外において充当資金返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することとする。

また、充当資金返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、充当資金返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 第1項第1号アに規定する2年及び第1項第2号アに規定する3年の計算については、次の方法によるものとする。

(1) 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

(2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者の返還債務の免除にあつては、市町村及び有料職業紹介所等の登録機関を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は、1の期間として計算し、通算しないものとする。

3 前各項の規定により返還免除を受けようとする場合、返還免除申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の規定による免除の申請があつたときは、当該免除の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。

(返還)

第10条 被貸付者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から就職支援金は1年以内に、返還充当資金は2年以内に、返還しなければならない。ただし、返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。

(1) 貸付契約が解除されたとき

(2) 長野県内において、充当資金返還免除対象業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

(3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項の規定により返還をする者は、その事由が発生した日から14日以内に、返還届（様式第10号）を、理事長に提出しなければならない。

3 返還は、月賦均等払い又は半年賦均等払いの方法によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

4 返還は、原則として指定日に指定の口座へ振込の方法で行うものとする。

（返還の猶予）

第11条 理事長は、被貸付者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 長野県内において充当資金返還免除対象業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

2 前二号の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第11号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。

4 理事長は、返還債務の履行の猶予を受けた者が、第1項に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、返還債務の履行猶予の決定を取り消すものとする。

（返還の裁量免除）

第12条 理事長は、被貸付者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の一部又は全部を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき 返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部

(3) 長野県内において本事業による貸付を受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付を受けた期間と同じとし、障害福祉分野就職支援金については180日）以上充当資金返還免除対象業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき 返還の債務の額の一部

（延滞利子）

第 13 条 理事長は、被貸付者が正当な理由がなく貸付額を返還期限までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に応じ年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出の義務)

第 14 条 被貸付者又は連帯保証人は、貸付を辞退するときは、貸付辞退届（様式第 12 号）により、理事長に届け出なければならない。

2 被貸付者又は連帯保証人は、返還前に本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なくその旨を異動届（様式第 13 号）により理事長に届け出なければならない。

第 15 条 被貸付者（第 11 条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。以下同じ。）は就業を開始した日から 30 日以内に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 長野県内において充当資金返還免除対象業務又は障害福祉職員の業務に従事している者であるとき 業務従事届（様式第 14 号）

(2) 前号に該当する者以外の者であるとき 未就業者現況届（様式第 15 号）

2 前項第 2 号に該当する者が、長野県内において充当資金返還免除対象業務又は障害福祉職員の業務に従事することとなったときは、速やかに前項第 1 号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。

3 被貸付者が就業を開始した日の属する年の翌年以降、引き続き県内において充当資金返還免除対象業務又は障害福祉職員の業務に従事しているときは、返還債務が免除されるまでの間、毎年 4 月 30 日現在の就業の状況について、その年の 5 月 10 日までに第 1 項第 1 号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。

4 被貸付者が業務従事先を変更したときは、第 14 条第 2 項の規定による異動届並びに前項の規定による業務従事届及び前職に係る業務従事期間証明書（様式第 16 号）を理事長に提出しなければならない。

(実施細目)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

障害福祉分野就職支援金利用計画書

年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 理事長 様

以下のとおり、障害福祉分野就職支援金貸付計画を提出します。

フリガナ 氏名	⑨	性別 男・女	生年月日 年齢	年 月 日 (歳)
住所	〒 日中の連絡先 自宅 / 携帯 メールアドレス			
修了した研修 ※該当する()に○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第16条第1項の規定により設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練 <input type="checkbox"/> 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する <u>認定職業訓練</u>			
研修終了日	年 月 日 (年 月 日) ※就職と同時に研修を受講する方は上段に研修終了予定日を記載し、右のカッコ内に研修受講予定日を記載してください			
研修実施機関名				
借入希望金額	金 円			
借入の目的 ※該当する()に○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動費 <input type="checkbox"/> 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費 <input type="checkbox"/> 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 <input type="checkbox"/> 敷金、礼金又は転居費等転居を伴う場合に必要となる費用 <input type="checkbox"/> 通勤用の自転車又はバイクの購入費 <input type="checkbox"/> その他 ()			
就職予定年月日	年	月	日	
就職先名称				
直近の退職年月日 (離職者に限る)	年	月	日	
前職名				

※添付書類 受講した研修の修了証の写し

※照会先 貸付事業について 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 TEL 026-228-0337

福祉系高校修学資金貸付契約変更申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
在学していた 高等学校		
被貸付者住所	〒 (電話 ())	
被貸付者氏名	フリガナ	
	氏 名	㊦
連帯保証人住所	〒 (電話 ())	
連帯保証人氏名	フリガナ	
	氏 名	㊦

私は、長野県福祉系高校修学資金貸付規程第 15 条に掲げる事項に該当するため、福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを受けるため下記のとおり申請します。

福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを決定された際は、福祉系高校修学資金返還充当資金は、長野県障害福祉分野就職支援金等貸付規程の規定に従い返還します。

当初貸付契約内容（返還する資金）

当初貸付資金	福祉系高校修学資金	
当初貸付期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
当初借用金額	円	

変更する貸付契約内容

変更申請貸付資金	福祉系高校修学資金返還充当資金	
貸付申請額	円	

貸付決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請された資金を下記のとおり貸付します。

記

貸付番号	
障害福祉分野 就職支援金	金 円
返還充当資金	金 円
貸付方法	
その他	

貸付不承認決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
理事長 印

年 月 日付をもって申請された資金について、次の理由により貸付することを不承認と決定しましたので通知します。

記

不承認決定の理由

振込依頼及び連帯保証人届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

印

(電話 ())

年 月 日付をもって貸付決定通知のあった資金について、下記のとおり届出
します。

記

振込口座	金融機関支店名		
	預金区分	1 普通預金 口座番号 ()	
	口座番号	2 その他 口座種別 () 口座番号 ()	
	フリガナ		
	名義人氏名		
連帯保証人	本人との関係		捺印
	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
	勤 務 先	名 称	
	住 所		
	電話番号		

- (注) 1 被貸付者が未成年である場合の連帯保証人は法定代理とすること。
 2 連帯保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。
 3 連帯保証人は、印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付書類)

- ・ 連帯保証人の印鑑証明書
- ・ 連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類(市町村が発行する所得証明書等)

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者
貸付番号
住所 〒

氏名

連帯保証人
住所 〒

氏名

私は、障害福祉分野就職支援金の貸付を受けるにつきましては、長野県障害福祉分野就職支援金等貸付規程を遵守し、障害福祉職員の業務に従事した後は、県内において継続して業務に従事することを誓います。

なお、規程第10条により返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸付を受けた障害福祉分野就職支援金を確実に返還します。

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

被貸付者住所 〒

被貸付者氏名

㊞

(電話 ())

新連帯保証人氏名

㊞

下記のとおり、連帯保証人を変更しますので承認してください。

記

旧連帯保証人の氏名		
新連帯保証人の 住所・氏名・勤務先	氏 名 (本人との関係)	捺 印
	住 所 〒 (電 話 ()) 勤務先 (勤務先電話番号 ())	
変 更 の 理 由		

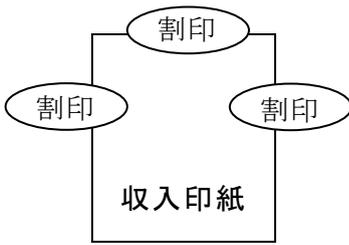
- (注) 1 被貸付者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人とし、もう1名は独立の生計を営み相応の資力を有する身元の確実な成年者とする。
- 2 連帯保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付資料)

- ・ 変更後の連帯保証人の印鑑証明書
- ・ 変更後の連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類 (市町村が発行する所得証明書等) ただし、事前に提出した者は除く。

借用証書

年 月 日



社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
被貸付者の住所	〒 (電話 ())	
フリガナ		生年月日
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)

私は、次のとおり資金の貸付を受けました。この資金は、長野県障害福祉分野就職支援金等貸付規程等の規定に従い返還します。

借用金額	円
------	---

連帯保証人 住 所
被貸付者との関係
氏 名 Ⓜ
(電話 ())

私は、被貸付者に上記のとおり履行させるとともに、万一被貸付者が履行しない場合は、その債務を負担します。

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

借用証書にかかわる収入印紙の税額表

借 用 金 額	印 紙 税 額
1 万円以上 1 0 万円以下	2 0 0 円
1 0 万円を超え 5 0 万円以下	4 0 0 円
5 0 万円を超え 1 0 0 万円以下	1 , 0 0 0 円
1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円以下	2 , 0 0 0 円

返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号			
被貸付者の住所	〒	(電話 ())	
フリガナ		生年月日	
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)	

長野県障害福祉分野就職支援金等貸付規程等の規定により、資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借用金額	円
		返還済額	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還免除済額	円
		返還免除申請額	円
申請理由	1 返還免除対象業務に従事 (2年・3年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()	理由発生 年月日	
現在の就業先 又は在学先	所在地 及び電話番号	〒 (電話 ())	
	名 称		
就業 後の 状況	期間		就業先又は進学先
	年 月 まで・現在	年 箇月	所在地
	年 月 まで・現在	年 箇月	県 内 外
備考			

(添付書類)

- ・申請理由を証明する書類 (1の場合は様式第13号)

返還届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者

貸付番号

住所 〒

氏名

㊞

連帯保証人

住所 〒

氏名

㊞

長野県障害福祉分野就職支援金等貸付規程第 10 条による資金の返還について、次のとおり届け出ます。

貸付総額 (A)	円 (貸付期間 年 月から 年 月まで)
免除承認額 (B)	円
返還債務額 (A-B)	円
返還方法	
1 一括払い	返還日 年 月 日
2 月賦均等払い (回払い)	(1回の返還額 円)
3 半年賦均等払い (回払い)	(1回の返還額 円)
(いずれかの方法に○を記入してください。)	
返 還 期 間	年 月から 年 月まで

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号			
被貸付者の住所	〒 (電話 ())		
フリガナ		生年月日	
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)	

長野県障害福祉分野就職支援金等貸付規程等の規定により、資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借用期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借用金額	円	
		返還済額	円	
返還猶予を求 める期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還免除済額	円	
		返還猶予申請額	円	
申請理由	1 返還免除対象業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ()	理由発生 年月日		
現在の就業先 又は在学先	所在地 及び電 話番号	〒 (電話 ())		
	名称			
就業 後の 状況	期間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 まで・現在 年 月	年 箇月		県 内 県 外
	年 月 まで・現在 年 月	年 箇月		県 内 県 外
備考				

(添付書類)

- ・ 申請理由を証明する書類

貸付辞退届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号
住 所 〒

氏 名 ㊟
(電話 ())

下記のとおり資金の貸付けを辞退します。

記

期日又は期間	
理 由	
本 届 記 入 者	本人 連帯保証人 ()

異動届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

㊞

(電話 ())

下記のとおり、異動がありました。

記

異動年月日	年 月 日	
異動の内容	異動前	
	異動後	
本届記入者	本人 連帯保証人 ()	

(添付書類)

- ・ 異動事由を証明する書類

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
被貸付者の住所	〒 (電話 ())	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)

業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 (電話 ())
	施設名又は 所属団体名	
	職 種	
業務従 事期間	年 月 日 から	

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

施設等の長の職及び氏名

印

未就業者現況届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号
住 所 〒

氏 名 ㊟
(電話 ())

下記のとおり届け出ます。

記

現 況	
就職予定年月日	

(注) 現況欄には、就業の希望があるが、就業できない現況(理由)を、また就業希望施設等がある場合には、その現況等を記入すること。

業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
住 所	〒	(電話 ())
フリガナ		生年月日
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)

上記の者は、次のとおり業務に従事していたことを証明します。

業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒	(電話 ())
	施設名又は 所属団体名		
	職 種		
業務従 事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 箇月)		

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

施設等の長の職及び氏名

印